



事務連絡  
令和2年7月17日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

帰国者・接触者外来等の医療機関等における新型コロナウイルス感染者等情報把握・  
管理支援システム（HER-SYS）の利用促進について

<本事務連絡の概要>

- ・ 7月末までに、帰国者・接触者外来等、地域外来・検査センター、入院先医療機関、宿泊療養施設等に対する HER-SYS の ID 付与手続を行っていただきたいこと。
- ・ 関係医療機関に対し、行政検査の委託契約を締結している帰国者・接触者外来等で行う PCR 等の検査結果について、陽性か陰性かにかかわらず、HER-SYS への速やかな入力により都道府県等に報告するよう、周知・徹底していただきたいこと。
- ・ HER-SYS での情報管理・入力に関する業務を含め、必要な業務の継続が可能となるよう、7月末には保健所の即応体制を構築・保持いただきたいこと。

「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」（以下「HER-SYS」という。）の利用については、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を活用した感染症発生動向調査について」（令和2年5月29日付事務連絡）等によりお知らせしてきたところです。

本システムは、ICT技術を活用することで、より効率的・効果的に新型コロナウイルス感染症対策に資するものです。貴部局におかれては、これまでもシステムの利用に御協力いただいておりますが、一層の利用促進のため、下記の取組を行っていただくよう、お願いします。

記

1. HER-SYS へのアクセスに必要となる ID 付与について  
○ HER-SYS は、保健所のみならず、帰国者・接触者外来等の医療機関（帰国者・接

触者外来等、地域外来・検査センター及び新型コロナウイルス感染症の患者（疑い患者を含む。）の入院先医療機関をいう。以下同じ。）や宿泊療養施設等からもデータ入力を可能とすることで、効率的な情報共有を図るものであり、保健所の事務負担の軽減及びより効果的な感染症対策に資するものです。

- このため、やむを得ない事情がある場合（医療機関や宿泊療養施設等が所在する自治体が HER-SYS 未利用であるなど）を除き、医療機関や宿泊療養施設等に対し、7月末までに、HER-SYS へのアクセスのために必要となる ID 付与手続を完了していただきますよう、お願いします。

## 2. HER-SYSへの検査結果等の速やかな入力について

- 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日付け健感発0304第5号）でお示ししているとおり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条に基づく行政検査については、医療機関は、その検査結果にかかわらず（陰性の場合を含め）、検査の実施等について都道府県等に報告することとしています。この際、当該報告は、やむを得ない事情がある場合（医療機関が所在する自治体がHER-SYS未利用である、医療機関のシステム上Web入力が困難であるなど）を除き、HER-SYSへの入力により行うこととしていますので、関係医療機関への周知・徹底をお願いします（※）。なお、報告がない場合は、公費補助に該当するものか否かの判断ができず補助ができない場合がありますので、併せて周知願います。
- また、行政検査を実施する場合には、都道府県等と医療機関の間で、行政検査に係る委託契約を締結していただく必要がありますので、併せて御留意願います。

（※）「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて」（令和2年7月15日付け事務連絡）の6も御参照ください。

## 3. 保健所の体制整備について

- 「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」（令和2年6月19日付け事務連絡）を踏まえ、HER-SYSでの情報管理・入力に関する業務（※）を含め、必要な業務の継続が可能となるよう、7月末には保健所の即応体制を構築・保持いただくよう、お願いします。
- なお、保健所における入力や関係医療機関に対する入力支援のために非常勤職員等の追加人員が必要となる場合には、その必要経費について感染症発生動向調査事業（負担金）による補助対象（国1/2、都道府県等1/2）となりますので、必要に応じ、厚生労働省健康局結核感染症課情報管理係まで御相談ください。

（※）同事務連絡別添「今後を見据えた保健所の即応体制の整備に向けた指針」の「3 想定される業務と必要となる人員数の設定、対応策の検討について」中、(0)マネジメント・情報管理として、「感染関連情報の管理・入力（HER-SYS等

での情報管理・入力等を含む。)」が含まれます。

(担当部署)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

電話：03(3595)2305

・HER-SYSについて：

保健班 神ノ田(内線8082/8083)

・行政検査について：

戦略班 日下(内線8055)

厚生労働省健康局結核感染症課 日下

電話：03(3595)2263

・感染症発生動向調査事業について：情報管理係(内線2036)